

令和4年度より、

くみ取り、単独処理浄化槽から

合併処理浄化槽への転換等

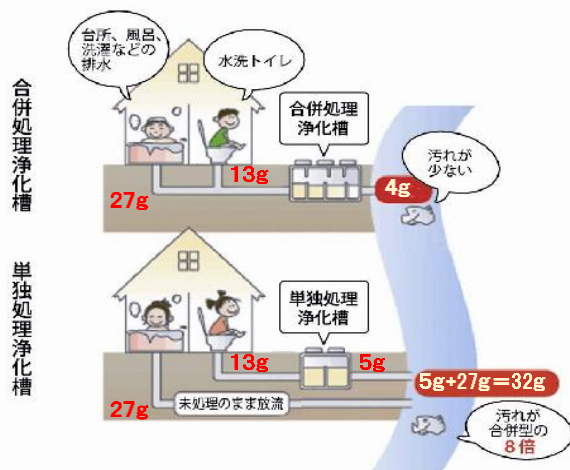
に対する補助金制度が変わります

～この機会に合併処理浄化槽にしませんか～

何が変わるの？

- ① くみ取り便所、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切替える方に対する補助金額を増額します。(裏面 **緑枠内** 参照)
- ② 専用住宅の単独処理浄化槽撤去費用と配管工事費用も補助金の対象となります。(裏面 **青枠内** 参照)
- ③ 専用住宅のくみ取り便所、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するため、**令和4年度から5年間に限り、20万円を上限に補助金額を上乗せ**します。(裏面 **赤枠内** 参照)
- ④ 中心市街地の活性化に寄与するため、区域内の店舗への合併処理浄化槽設置に対する補助金を交付します。(裏面 **黄枠内** 参照)

合併処理浄化槽の特徴



※図の数値は1人1日当たりの汚れの量

(出典：環境省HP 浄化槽サイト「自然にやさしい浄化槽のひみつ」)

「単独処理浄化槽」はトイレの排水だけを処理し、生活雑排水は処理していません

1人1日当たりの生活排水の汚濁物質量は40gとされています。

合併処理浄化槽は、この汚れを90%以上取り除くことができ、単独処理浄化槽と比べると、河川などに放流する汚れの量を8分の1まで少なくできます。



処理可能な汚水の比較

浄化槽の種類	便所	台所	風呂	洗濯
合併処理浄化槽	◎	◎	◎	◎
単独処理浄化槽	○	×	×	×

処理能力

◎高い ○低い ×処理しない

補助金額については裏面参照

補助金の限度額

《現行》

設置区分	<ul style="list-style-type: none"> ・くみ取り便所、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替え ・新築に伴う合併処理浄化槽の設置 		
建物用途	専用住宅		
対象者	個人		
取得費用 設置及び 浄化槽の 人処理 対象 員	5人	219,000円	
	6~7人	273,000円	
	8~10人	362,000円	



令和4年度から改正

《改正》

設置区分		くみ取り便所、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替え		新築に伴う合併処理浄化槽の設置		
建物用途		専用住宅	店舗（中心市街地区域内）	専用住宅	店舗（中心市街地区域内）	
対象者		個人	個人・法人	個人	個人・法人	
取得費用 浄化槽の設置及び 限度額	処理対象人員	5人	332,000円	332,000円	219,000円	219,000円
		6~7人	414,000円	414,000円	273,000円	273,000円
		8~10人	548,000円	548,000円	362,000円	362,000円
		11~20人	—	939,000円	—	620,000円
		21~30人	—	1,472,000円	—	972,000円
		31~50人	—	2,037,000円	—	1,344,000円
		51人~	—	2,326,000円	—	1,535,000円
単独処理浄化槽撤去費用限度額		90,000円	—	—	—	
配管工事費（建物の建て替えを伴うものは除く）限度額		60,000円	—	—	—	
転換加算補助金限度額 （令和4年度~ 令和8年度に限る）		200,000円	—	—	—	

※ 合併処理浄化槽の老朽化や破損等による更新は補助対象外。

※ 合併処理浄化槽を設置しようとする方（法人の場合は代表者）が伊賀市に住所を有すること。

【問い合わせ】 伊賀市上下水道部下水道課

伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4 ☎：0595-24-2137